



2019年6月18日

各 位

会社名 大和ハウス工業株式会社
 (コード番号: 1925 東証第一部)
 代表者 代表取締役社長 芳井敬一
 問合せ先 執行役員広報企画室長 中尾剛文
 (TEL. 06-6342-1381)

外部調査委員会による最終報告に関するお知らせ

弊社は、2019年4月12日公表の「戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する不適合等について」を受け、4月26日、外部調査委員会を設置し、事実関係の調査、原因分析を行ってまいりました。5月31日には中間報告を公表し、それまでの間の調査状況ならびに不適合の原因・背景をご報告させていただきました。

そして、6月17日、弊社は、外部調査委員会より「調査報告書（以下、最終報告書）」を受領し、本日（6月18日）、国土交通省へご報告しましたので、お知らせいたします。

調査結果の詳細につきましては、最終報告書を添付いたしますので、ご参照ください。

なお、弊社の再発防止策等につきましては、本日（6月18日）付で発表いたしました「戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する不適合等に関する原因究明・再発防止策」をご覧ください。

このたびは、弊社の建築基準に関する不適合等により、お客様ならびに関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

記

■大和ハウス工業株式会社 外部調査委員会による「調査報告書」について（概要）

1. 本件調査の概要

(1) 外部調査委員会の調査期間

2019年4月26日から6月17日

(2) 建築基準に関する不適合等の調査の対象期間

2001年1月1日から2019年3月15日

(3) 調査目的

型式適合認定を取得した仕様に合致しないという不備（①独立基礎不適合問題、②L字型受柱不適合問題）ならびに③防火基準不適合問題についての事実関係の調査、原因分析及び再発防止に向けた提言等を行うことである。

(4) 調査方法

当委員会では大和ハウス工業から受領した設計要項、図面、確認申請図書、型式適合図書、型式適合認定チェックリスト、社内規程、社内通達等の関係書類の精査を行った。

また、当時型式適合認定に関与していた技術本部の役職員（退職者を含む）、本件不備に関与していた各事業所の設計責任者及び設計者（退職者を含む）を中心に 144 名に対して、調査票を送付し、当時の設計業務の実情及び「本件」不備の発生の原因等調査を行った。

さらに、上記調査票に回答した者及び技術本部の役職員（退職者を含む）のうち 28 名に對しては面談のうえ、ヒアリングを実施した。

加えて、当委員会の委員において、大和ハウス工業の生産業務センターを訪問のうえ、現在及び当時の設計業務、設計業務フロー等についての現地調査も行った。

2. 調査により確認された事実関係

2000 年 6 月 1 日より改正建築基準法が施行され、型式適合認定・型式部材等製造者認証制度（予め型式適合認定・型式部材等製造者認証制度による認定・認証を受けている場合は、建築確認において、一定の事項についての審査が省略される制度）が導入された。もっとも、型式適合認定制度を利用する場合においては、型式適合認定を受けている仕様しか用いることができず、その仕様から外れる場合には一般的な建築確認申請を行う必要があった。

大和ハウス工業が型式適合認定の運用を開始したのは、2000 年 12 月であるが、その当時ににおいて、型式適合認定制度に基づく認定・認証を受ける都度、本社から各事業所に対して社内通達によりその内容が周知され、また各事業所の設計責任者向けの型式適合認定制度に関する社内研修が実施されているほか、個々の物件の認定・認証範囲を確認するためのチェックリストも配布されるなど、適法に運用させようとしていたことが認められる。

(1) 独立基礎不適合問題

①各事業所の設計者における独立基礎の取扱い

型式適合認定制度導入以前から、高さ 620mm 以外の高さの独立基礎も便宜上使用されていた。各事業所の設計責任者は、高さ 620mm 以外の高さの独立基礎が型式適合認定を取得していると誤信したまま建築確認申請を行っていた。

誤信の理由として、型式適合認定制度を導入する以前から高さ 620mm 以外の高さの独立基礎が現場の状況に応じて採用・設計されていたことから、商品開発部門において、それができなくなるような型式適合認定の取り方をしているとは考えられなかったこと、技術本部から提示されたチェックリストにおいては、独立基礎のベース幅をチェックするのみで、独立基礎の高さに制限が設けられているということは思いも及ばなかったこと、独立基礎の上端のレベルと布基礎の上端のレベルを一致させるという基本的な設計方法を踏まえた型式適合認定の申請が行われているものと信じていたこと、が認められる。

②終息と当該問題を生じた棟数

独立基礎不適合問題は、戸建住宅については 2013 年 12 月 27 日、賃貸共同住宅については 2015 年 9 月 30 日に終息した。

また、当該問題を生じた棟数は、戸建住宅においては、調査対象母数 180,130 棟に対して 2,153 棟。賃貸共同住宅においては、調査対象母数 79,732 棟に対して 1,610 棟、合計 3,763 棟であった。

③大和ハウス工業による再調査

大和ハウス工業は、2019 年 4 月 12 日に本件不備が判明したことを公表したが、その後、当初の調査で使用した社内の基幹システムから抽出したデータの母数に漏れがあったことが判明し他のデータで補完等したうえで、あらためて図面または現地確認等による再調査を行ったが、そのプロセスは、相当性が認められる。

④原因

独立基礎不適合問題の原因として、型式適合認定制度を設計者全員に理解させるための効果的な運用がなされず、また、設計者も独立基礎の設計に際して、大和ハウス工業が同制度に基づき取得した仕様を正確に理解しないまま設計したという法令遵守体制の運用上の問題、事業所と本社（商品開発部門及び技術本部）とのコミュニケーションの不足、社内の標準的な設計ルール（設計要項）から外れた場合でも外見上は型式適合認定制度を利用する建物の設計図書として完成する設計図書作成のプロセスの問題、が挙げられる。

(2) L 字型受柱不適合問題

①各事業所の設計者における L 字型受柱の取扱い

型式適合認定制度を導入する以前から、同社の関東エリア（特に東京都）において、賃貸共同住宅の居住空間を少しでも多くとりたいという顧客の要望に応えるため、2 階外部片廊下を支える独立柱の代わりに L 字型受柱を採用することがあった。

関東エリアの事業所の設計者は、型式適合認定制度導入以前から採用していた L 字型受柱については型式適合認定を取得しているものと誤信し、建築確認申請を行っていた。

誤信の理由としては、型式適合認定制度導入前から関東エリアでは L 字型受柱が一般的に採用されていたことから、商品開発部門において、それができなくなるような型式適合認定の取り方をしているとは考えられなかつたこと、関東エリア特有の仕様のため、社内の標準的な設計ルール（設計要項）には記載されていないだけで、型式適合認定は取得していると信じていたことなどが認められる。

②商品開発部門における L 字型受柱の取扱い

関東エリアの設計者有志によるプロジェクトへの参加を通じて、関東エリアにおいて L 字型受柱のニーズを知るに至ったものの、L 字型受柱の建築確認申請が型式適合認定制度を利用した建築確認申請が行われていることの認識を欠いていた。

③設計図書作成のプロセス（チェック体制）

L字型受柱については、そもそも設計要項から外れた部材であって同社の標準仕様品ではなく、各事業所において、工場で部材生産可能となるようなL字型受柱のデータを入力した図面を作成し、生産業務センターに対し、2階外部片廊下部分を支える受柱の仕様をL字型受柱とするという指示を行っていた。その後、生産業務センターにおいて、標準仕様から外れた部材に自動的に「*」の記号が付くが、更に、設計要項に定める部材ではないものとして「#」の記号を附加して、工場での部材製作に必要となる情報を登録していた。

生産業務センターの担当者は、建築確認申請をなすべき者が事業所の設計責任者等であったことから、当該設計が一般的な建築確認申請をすべき建物であることまで思いが至らず、事業所に対し、当該設計は一般的な建築確認申請をすべき物件である等の連絡又は助言することはなかった。このように、設計図書作成のプロセスにおいて、チェック機能が働いていなかった。

④終息と当該問題を生じた棟数

L字型受柱不適合問題は、2007年頃、関東エリアの事業所設計責任者が、指定確認検査機関より、L字型受柱の型式適合認定取得について疑問を呈されたため、商品開発部門に問い合わせたところ、型式適合認定を取得していない事実が判明し、その後、関東エリアの事業所設計責任者に知られるようになり、2008年3月に終息した。

また、当該問題を生じた棟数は、調査対象母数259,862棟に対して192棟であった。

⑤再調査のプロセス

大和ハウス工業は、2019年4月12日に本件不備が判明したことを公表したが、その後、当初の調査で使用した社内の基幹システムから抽出したデータの母数に漏れのあったことが判明し他のデータで補完等したうえで、あらためて図面または現地確認等による再調査を行ったが、そのプロセスは、相当性が認められる。

⑥原因

L字型受柱不適合問題の原因として、型式適合認定制度を設計者全員に理解させるための効果的な運用がなされず、また、設計者もL字型受柱の設計に際して、大和ハウス工業が同制度に基づき取得した仕様を正確に理解しないまま設計したという法令遵守体制の運用上の問題、事業所と商品開発部門とのコミュニケーションの不足、CADシステムにおける仕様制限の意味・重要性を十分に周知できていなかったという設計図書作成のプロセスの問題、が挙げられる。

⑦L字型受柱不適合問題が一部の設計責任者に認識されていたことについて

2007年頃、L字型受柱の型式適合認定取得していないことを一部の設計責任者が認識していたことについては、当時の時代背景や社内制度、自己負罪となる側面が強いことからすれば、道義上は別にして、法的には非難することは難しいと考えられる。また、それを認識した以降は、直ちに適法な建築確認申請手続きに切り替えたと考えられるため、その限りにおいて自浄作用が働いており、設計責任者の遵法意識が特段低いものとは認められない。

(3) 防火基準不適合問題

①発覚の経緯と原因に係る事実関係

L字型受柱不適合問題の調査を進めていた際、2階外部片廊下を支える受柱に建築基準法等の防火基準に不適合のおそれのある建物があることが判明した。

L字型受柱を採用した建物については、一般的な建築確認申請を行い、L字型受柱について耐火被覆による防耐火処置を講ずることが建築基準法等の防火基準に照らして必要か否かを、指定確認検査機関等の厳重な審査・チェックを受けるべきであったが、型式適合認定を取得しているものとして建築確認申請をしたため、その必要な防火に関する審査・チェックを経ないまま、建築基準法等の防火基準に不適合のおそれがある建物が建築されることとなった。

②当該問題を生じた棟数

防火基準不適合問題を生じていた棟数は73棟あり、また、一般的な建築確認申請を行ってはいたものの、大和ハウス工業が定めた標準的な仕様からも外れる4棟が判明した。

③原因

L字型受柱不適合問題の原因と同様である。

3. 原因分析

(1) 法令遵守体制の運用上の問題

大和ハウス工業において型式適合認定制度の運用を開始した当時、一応の法令遵守体制を構築していたものの、その法令遵守体制の実際の運用において、型式適合認定制度を設計者全員に理解させるという大事な目的を達成するための効果的な運用がなされず、また、設計者も独立基礎及びL字型受柱の設計に際して、大和ハウス工業が同制度に基づき取得した仕様を正確に理解しないまま設計したことが、本件不備を生じさせた原因の一つである。

(2) 事業所と本社（商品開発部門及び技術本部）のコミュニケーション不足

事業所と本社のコミュニケーション不足を一つの原因として、本件不備が生じている。この点、各事業所の設計者それぞれが建築士資格を有する専門家であるため、有資格者として独立基礎及びL字型受柱の設計に際して、大和ハウス工業が型式適合認定制度に基づき取得した仕様を正確に理解して設計する必要があったことは当然であるものの、型式適合認定制度について全社的な統括をするべき立場にあった当時の技術本部が、型式適合認定制度の下における建築基準法等の法令に従った申請手続きなどの法令遵守について周知徹底することが出来ずに、結果として個々の設計者に委ねる運用となってしまったことが、主たる原因であり、その責任は大きい。

(3) 設計図書作成のプロセスの問題

技術本部が各事業所及び生産業務センターに対して、CADシステムにおける仕様制限の意味・重要性を十分に連絡・説明できていなかったのではないかと考えられる。

すなわち、設計図書作成のプロセスにおけるチェック体制を技術本部が周知徹底できていなかったことが、建築基準に関する不適合問題の原因の一つであるということができる。

4. 再発防止に向けた提言

(1) 全社的な法令遵守体制の再構築

建築基準法の改正等に限らず、大和ハウス工業が事業を行う上で遵守しなければならない法律をはじめとする法令（規則等を含む）は数多くある。遵守しなければならない法令の内容について、全社隅々に至るまで、徹底的に周知する体制を再構築すべきである。

本件不備においても、技術本部から各事業所の設計責任者に対する社内通達や研修会は行われていたが、研修会に参加した設計責任者は所属する事業所の設計者を集めて型式適合認定制度についての勉強会等を開催することを怠る事業所があり、各事業所の設計者に型式適合認定制度の具体的な内容が周知・徹底されていなかった。

今回の型式適合認定制度に限らず、大和ハウス工業としては各事業所の設計者の一人一人に至るまで、確実に法律及び関連する法令（社内規則も含む）の内容を理解させるための体制を再構築する必要がある。

(2) 双方向の情報伝達機能の強化

本件不備においては、事業所と本社（技術本部と商品開発部門）とのコミュニケーションがあまりにも不足していた。言うまでもないことであるが、事業所と本社が一体となって、初めて大和ハウス工業の事業が成り立つのであるから、事業所と本社との間のコミュニケーションが十分に行われる必要である。

しかしながら、大和ハウス工業のように巨大な組織になると、意図的にコミュニケーションを図ろうとしないと、自然にコミュニケーションが不足してしまうため、技術本部を中心となって、意見交換会や交流会を制度化するなど、情報伝達機能を強化する仕組みを導入する必要がある。

(3) 設計図書作成におけるチェック体制の構築

今回の建築基準に関する不適合問題について、設計図書のシステム上、一見してわからない仕組みになっており、且つ、担当者がその重要性を理解していなかった。

これらの原因を解消するため、設計図書作成のシステムを改めて構築し直し、チェック機能を強化すべきである。

型式適合認定制度を利用するに際しての社内運用上のグレーゾーンを極力排除し、また法令に違反することがないかのチェック体制はダブルチェック体制にする等、設計業務の適正化を担保するための簡明な業務遂行フローを整備することが望ましい。

さらに、各担当者の知識やスキルのみに頼るのではなく、近時、建築業界に取り入れ始めている建築系情報統合システムBIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)を導入するなど、システムの面から、事業所の設計業務を確実にサポートすることも検討すべきである。

加えて、事前のチェック体制だけでなく、各事業所における設計業務及び施工が法令を遵守し適正に行われているか否かを事後的にチェックする仕組みとして本社部門による監査体制も検討すべきである。

なお、当該監査部門は、本社部門の中でも商品開発部門や技術本部とは切り離された、例えば社長直轄の部門として、型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令等に特化することで、チェック機能を強化すべきであろう。

5. 本件不備のあった建物の安全性の確認

(1) 独立基礎不適合建物の安全性の確認

大和ハウス工業は、社内で①構造計算による安全性の確認、②基礎部分の実験による安全性の確認を行い、その後、第三者機関である一般財団法人日本建築センターによる安全性の確認を行っている。

(2) 追加調査に伴い追加された独立基礎不適合物件の安全性の確認の状況

大和ハウス工業が 2019 年 5 月 13 日に公表した調査母数の増加に伴い、独立基礎について 1,885 棟が新たに不適合建物として追加となった。同社では、(1)で確認された方法に基づき、社内で安全確認を実施している。

また、追加される 1,885 棟についても、継続して第三者機関である一般財団法人日本建築センターに対して安全性の確認を依頼する予定としている。

(3) L 字型受柱不適合建物の安全性の確認

大和ハウス工業は、社内で構造計算による安全性を確認後、第三者機関である一般財団法人日本建築センターによる安全性の確認を行っている。

(4) 防火基準不適合建物に対する改修工事

防火基準不適合建物における防火安全に関する改修工事の方法では、標準仕様である 2 階外部片廊下を支える独立柱に要求される防火基準を満たすために、①耐火被覆材（繊維混入けい酸カルシウム板）で L 字型受柱を囲うように配置し、直接、接着固定し、②その外側に、不燃材料の仕上げ材を取り付ける仕様を標準とした。

また、2 階外部片廊下を直接支える梁にあっては、1 階廊下の天井を仕上げている材料（軒天）と同材料（不燃材）で覆う仕様を標準とした。

防火基準不適合建物は全部で 77 棟であったが、2019 年 6 月 10 日までに全ての改修工事が完了した。

6. 結語

当委員会が調査を進めるなかで、驚きを禁じ得なかったことは、日本を代表するハウスメーカーである大和ハウス工業が、型式適合認定制度の在り方について、あまりにも迂闊に集団的な誤信を起こしてしまった経緯である。

その事実、原因は本報告書に述べたとおりであるので、改めて繰り返さないが、大和ハウス工業は、本件不備により社会的信頼を損なったことを虚心坦懐に受け止めて、今後の改革に活かしていただくことを期待する。

以上

報道関係者のお問合せ先		
広報企画室	広報グループ	06 (6342) 1381
	東京広報グループ	03 (5214) 2112